

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

教育委員会

- 教育長の退職手当の支給に関する規則を廃止する規則
—
○宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
—
○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則
—

教育委員会

教育長の退職手当の支給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

教育長の退職手当の支給に関する規則を廃止する規則

教育長の退職手当の支給に関する規則（平成七年宮城県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、廃止前の教育長の退職手当の支給に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一級の項の次に次のように加える。

二 級 技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表の二級の項中

二 級

を

三 級

に改め、同表の三級の項中

三 級

を

四 級

に改め、同表の四級の項中

四 級

を

五 級

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級については、単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）第一条に定める単純労務職員の例による。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表（その一）中

4 級
3 級
2 級 1 級の53号俸以上
1 級の52号俸以下

を

5 級

4 級

3 級
2 級の17号俸以上

2 級の16号俸以下
1 級

に改める。

別表（その二）中

4 級
3 級
2 級
1 級

を

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。